

第1回教育委員会（定）

開会日時 平成24年 1月 13日（金） 午前 10時00分
閉会日時 午前 12時15分
開会場所 教育委員会室

出席者

委員	別府明雄
委員	今井英彦
委員	谷田泰
委員	本山千恵子
委員	北川容子

出席事務局職員

事務局次長	浅島和夫	庶務課長	矢嶋吉雄
学務課長	森下真博	生涯学習課長	中島実
指導室長	中川修一	新しい学校づくり担当課長	田中光輝
学校地域連携担当課長	大澤宣仁	中央図書館長	近藤直樹

署名委員

委員長

委員

午前 10時00分 開会

委員長 では、本日は5名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。ただいまから、平成24年第1回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、浅島次長、矢嶋庶務課長、森下学務課長、中島生涯学習課長、中川指導室長、田中新しい学校づくり担当課長、大澤学校地域連携担当課長、近藤中央図書館長の、以上8名でございます。

本日の会議録署名委員は、会議規則第29条により今井委員にお願いいたします。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一 請願第1号 「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒指導の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書。」について

(庶務課)

委員長 それでは、議事に入ります。請願が出ております。

日程第一 請願第1号でございます。平成23年12月24日付で1件提出され、平成23年12月27日付で受理した請願書について、庶務課長から報告してください。

庶務課長 それでは、資料をご覧ください。

この請願書は、全体としては18ページほどありまして大変長いようすけれども、特に請願の趣旨と内容について、かいつまんで説明させていただきたいと思っております。

まず、請願者ですけれども、福岡県の宗教学者の代表役員である——さんという方から寄せられているものでございます。

この請願書の1ページ目をご覧ください。「請願書」と書いてあって、真ん中のところに概略がありまして、「憲法第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第20条2項「国及びその機関は、宗教教育、宗教活動もしてはならない」等々。上記の、憲法の基本的人権問題に鑑み、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」という題名でございます。

概ね最初の3ページほどに趣旨が書かれておりますので、ここにおいて説明させていただきます。

まず、請願の趣旨ですけれども、その下の、請願の趣旨[1]というところです。「キリスト教その他の宗教的教材採用と授業による一方的宗教教材の押し付けは、生徒児童への、各個人とそれら生徒の家庭での宗教観に全く配慮無く、教育現場

での生徒の思想及び良心の自由の基本的人権への侵害となるものである」というものであります。

それから、ちょっと飛ばしまして、そういった宗教的なものが、「一旦、公立学校内に入ると、基本的人権が破られ冒瀆されている今の教育界の現状がある。教室内の鑑の中の弱い立場の生徒にも日本国社会と同等の否、それ以上の注意深い配慮でもって、厳正に或る特定の宗教」、この場合、マザーテレサのカソリックを指しているということですが、**「特定の宗教」の感化影響力を排除すべきが妥当であるという判断がなされねばならない筈である**」というような内容でうたわれているものでございます。

少し間があきますけれども、下から4行目ですけれども、「依って公的教育機関内の児童生徒の基本的人権問題を学校外社会と同等の思想宗教的基本的人権に修復回復させるべき為の請願事項を、爰に憲法第16条の請願権に基づき、教育行政担当の方々に下記の如き請願事項に対してそれを実効性あらしめる改革を請願する次第であります」というものであります。

「記」以降に、具体的請願の内容が書いてあります。

これも、かいつまんで申し上げますと、2点あるというふうに思います。

1つが、教科書の不採択を求めるという請願です。

これは、**①**でございますけれども「**①教科書内容に於て、宗教的影響内容が中立的配慮を欠く、一宗派、カトリック教、基督教の教材を教室内で教科書を通じて強制される事、其の事の宗教的中立違反が明白な教科書内容の変更と撤廃を請願する事**」ということでございます。

少し飛びまして、「従来の教科書と新教科書を含めて改めて、厳正な選別の上、下記の如き、教科書を不採択されることを爰に再度要求請願するものである」ということでありまして、教科書の出版社と内容が幾つか掲げられているものでございます。

中学校の英語の教科書で、開隆堂出版、学校図書出版、三省堂出版、東京書籍、こういった英語の教科書の中に、マザーテレサですとかキング牧師の内容が記載されていて、それが、宗教色が高いといったことが強調されていて、そういった教科書についての採択をやめてほしいといったような内容でございます。

それから、もう1つの内容が、宗教模倣授業の全廃といった内容での請願が出ています。

②でございます。「**②教室内で強制的に生徒児童にある特定の宗教、例えばキリスト教の祭礼行事の模倣学習を生徒の家庭の信仰環境を全く無視して、強制的に集団行動をさせると言う、暴力的な強制、例えばクリスマス・カード作成の強制等その他クリスマスの飾り付け、聖歌の合唱の強制等。個人の持つ宗教的純粋性（例えば法華経信者）への無神経な暴虐な押し付け等となる基本的人権侵害の事案と見なされるべき違法性がある**」という指摘がありまして、下の2行に行きますけれども、「文科省に対して、文科大臣始め省内各関係事務所管の諸先生の御指導通達と各地方公共団体教育委員会諸先生方々御指導通達によつての憲法第19条「思想の自由の侵害」の基本的人権問題に係わる重大事に発展する違法性

が明確である此等の教材の即時全廃不採用がなされることを請願する」といった内容でございます。

それ以降につきましては、この請願の趣旨の説明が10ページ以上にわたって続いているという内容でございます。

まとめますと、この請願者は、特定の宗教（カトリックを挙げていると考えられます。）を学校教育の中で取り上げている内容になっている教科書の採択をやめてほしいということと、学校の学習活動の中で、宗教行事の模倣学習のような教育活動については全廃してほしいといった内容になっています。

ちなみに、教科書の採択ですけれども、本区における採択について、英語の教科書は三省堂出版の教科書が採択されております。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまの報告について、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

今井委員 ある特定の宗教の内側において、ほかとの対比とか、あるいは、俗にいう対立とか、そういう観点で日々心を砕いていらっしゃる方からすると、確かにこんなふうに見えるのかなというのは感じますが、ただ、教育基本法も学習指導要領も、宗教はかなり重要な学習ポイントに位置づけていて、特に中学校の地理・歴史、いずれも、宗教を教えているという誤解を受けるかもしれませんが、宗教に関わる指導内容というのが、例えば学習指導要領解説というのに出てきます。その観点というのは、教育基本法の15条で、確かに特定の宗教教育はいけないというのはそうですが、その前項に、第1項が宗教に関する寛容の態度とか、宗教に関する一般的教養とか、生活と宗教についてというのが教育上の大きな重要なポイントになるようにということをやった上で、ただ特定の宗教に関して教えるはいけないという流れです。

学習指導要領とか学校とか教科書が考えている宗教観というのは、この方とは随分違って、生活とか文化そのものと密接に関わっている、それを理解していこうというのが学校での扱いですから、特定の宗派の中で日々、それ以外との関係性でものを考えていくところなるのでしょうかけれども、もっと広い視野で教育基本法に則って、学校で教育が展開されているわけですから、例えば行事云々も生活・文化という次元に浸透していること以外はやっていないですし、1人の先生が1つの宗教についてずっと1年間言い続けるということは、まずあり得ないということからすれば、請願をせつかくいただきましたが、このような内容には当たっていないという意味で、不採択でいいのかなという気がします。

委員長 今回いただいております資料が、ただの「教育委員会御中」で、板橋区の教育委員会あてではないので、きちんとこの辺は表書きをつくっていただきたいと思っております。

それと、教科書も各社の教科書をあげておりますけれども、板橋区の教育委員会に請願するのであれば、板橋区で使っている教科書だけについて述べていただ

ければいいわけで、板橋区で採用していないような教科書についてまで、語る述べるのは若干余計なことかなという気が第一にいたしました。

次に、中身について考えますと、確かにクリスマスにしる、ごく一般化している行事でありまして、特にキリスト教云々のためにやっているというのではないのは明らかであると思いますし、もしそれを言われるのであれば、七夕とか仏教がもとになっている行事も色々やっているわけで、そういった行事も問題にしなればならなくなるのではないかと思います。

それと、マザーテレサのお話もありますし、では、「蜘蛛の糸」は仏教の話ではないのかということ、あれは仏教の教えを説いているようなお話が裏にあると思いますから、そういったものも当然排除しなければならないということになってくるわけで、もともと宗教になっているものを全く排除しようとする、ほとんど教材もなくなってしまうのではないかと思います。

ですから、一般化しているものは当然使っていいのだと思いますし、修学旅行で京都、奈良に行きますと、神社・仏閣にそれぞれ行くわけで、特に金閣寺は入場料が要らなくて、お参りをするための費用を納めて中に入るようなわけで、そういうこともできないとなるわけですから、その程度のことは、当然、宗教に絡んでいても学校で扱っていい問題ではないかというふうに思っております。

教 育 長 なぜ今、うちの教育委員会にこの請願が、この宗派から出されたのかというのが分からないですけれども、どうも一斉に出しているということではないようです。インターネットで調べてみる限りでは、時々、ところどころの教育委員会にこういう形で出しているのです。

以前に、港区の教育委員会に同様の請願を出されたことがあるのですけれども、そのときは代表役員の方ではなかったようですが、請願者の方が見えられて、教育委員会の中で1回、趣旨説明をしている議事録が残っているので、それを見せただけでしたら、この宗派そのものは、福岡県のこの地方に比較的信者が多い宗派だそうです。

ただし、色んな企業の方で信心していらっしゃる方がいて、そういう方々が地方に転勤で戻ったり、帰ったり、行ったりすることがあって、そのときに子供と一緒に戻ったりするときに、こういうようなことで自分たちの宗派を大切にしたいというようなことがあって出しましたというようなことを言っていました。もしかしたら、この宗派の関連の信心されている方が板橋に転入されたりしている可能性はあるのかと思っています。

今まで、別府委員長もおっしゃいましたし、今井委員もおっしゃったとおりでと思うのですけれども、宗教そのものを、学校教育、義務教育の中で教えるというのは、していないですけれども、世界の歴史だとか日本の歴史を見ても、文学もそうです、宗教と切り離して考えることは全くできないと思います。

ですので、特に、今回うちが関連するのはキング牧師のところだけですけれども、キング牧師のところも宗教に焦点を当てた書き方ではないということで、文部科学省の教科書の基準もちゃんとクリアしているということですし、クリスマス

スカードの作成だとか、そういう意味で色々問題にされているところはありますけれども、それを嫌がる子供・家庭に強制的にやらせるというようなことはしていないし、それをしないということは確認できると思いますので、そういう意味では、特におっしゃるようなことは起こらないように学校でも取り扱いはしていきたいし、できているのではないかというふうに思いますので、これは不採択という形でいいのかと思っています。

谷田委員　　まず、教科書については検定を受けているものを選んでいくわけですから、それを余り問題視する必要はないと思っています。

それから、例えばクリスマスとか何か、宗教というよりはもう本当に日常生活の一部みたいな形に今なっていて、例えば、多くの方が、父親という立場でサンタクロースになって、うちの子供も、一番下がもう6年生で、サンタクロースも信じているかどうかみたいな夫婦の会話になったり、「上の娘たちがまだ信じているみたいよ」とか、そんなことを言いながら朝になるとプレゼントがあるという。それが一つの伝統というか、家族のきずなとかそういったことでも、すごく、宗教とは別の中でそういったことは普通に日常化されているものですから、それに対してどうこうということも大きな問題ではないというふうに思うのです。

ただ、こういう請願が出るということは、教育長からもお話ししましたがけれども、何か本当はあるのだろうというような感じもしますし、我々としてもこういったことにも常に配慮しておく、どこかアンテナを立てておくということは必要なかなというふうには感じました。

今回、この請願については私も不採択でよろしいのではないかと思います。

本山委員　　クリスマスにしろ、色々な行事が日常の中に入っているのですけれども、学校教育の中では宗教的活動は取り上げないということになっておりますので、「クリスマスカードの作成の強制」と書いてありますけれども、これは釘を刺しておくとか、こういうものを取り扱うときには、クリスマスカードを作成したくない生徒に関しては別な課題を考えると、それからクリスマスカードの作成そのものも授業で取り上げるのは難しいかな。

今はシーズズグリーティングスとなっていますけれども、キリスト教以外の人が多いので、今は、クリスマスカードといっても、ほとんど「メリークリスマス」と書いてあるカードはなくて「シーズズグリーティングス」となっているのです。

だから、季節のカードを取り上げるのでしたらまだしも、クリスマスカードの作成を授業で取り上げるようなことはないように校長会や何かで念を押しておくことは必要かなと思いました。

そのほかのことに関しては、今、皆さんが意見をおっしゃって、同感でございます。

今井委員　　クリスマスカードは、例えばクリスマス休暇と言ったときに、もう色々な国で

12月の終わりから年明けまでの、日本でいう冬休み、夏休みみたいな、とにかく生活に根差しているものですから、そういったことを、クリスマスカードだけ取り上げて「これはダメだよ」と言ったときに線引きは全く不可能です。

ですから、生活に広く根差していることは何でもいいというのでないと、「何でもクリスマスがダメなの」と言ったときの明確な説明というのは多分誰もできないですね。ということで、そういう場に学校を置くのは教育委員会としてはよくないので、それはないわけですので。

委員長 とにかく、この宗派の方から見ると、ほかの宗派のやっていることは非常に違うという極端な部分があるかと思うのですが、10ページを見ますと、この宗派では「日常信仰上の家庭内の戒律を伝統的に守る」ということで、「他宗の仏事に混じるべからず」とか「他宗の堂社に参るべからず」とか「鳥居の下で草鞋の紐など結ぶべからず」と、非常に厳しい戒律があって、そういうところから見ると、確かにほかの宗派ないし宗教のやっていることは極端に見えるかもしれないのですが、一般的に考えれば、日常、我々がやっていることはそれほど宗教行事として色んな行事をやっているのではないということだと思います。

ということで、皆さんのご意見が不採択ということなので、お諮りいたします。

日程第一 請願第1号については不採択といたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 給食食材の放射性物質に関する基本的考え方と当面の対策について

(資料学一1) (学務課)

委員長 それでは、報告事項を聴取いたします。報告1「給食食材の放射性物質に関する基本的考え方と当面の対策について」、学務課長から説明してください。

学務課長 それでは、「学一1」という資料をご覧いただきたいと思います。

「給食食材の放射性物質に関する基本的考え方と当面の対策について」というペーパーになっております。

まず、空間放射線量等につきましては、この間、区全体として一定の考え方が既に整理されまして、機器の貸与等が始まっているところでございますが、給食等につきましては、産地表示、サンプル検査など、例えば学務課であったり保育サービス課であったりと、課ごとに行っているという状況から、区としての統一的な考え方といったものを求める声が議会を中心に上がってきたところでございます。

こうしたところから、こうした給食を所管する関係部署ですとか、生活衛生部

門の担当部署が集まって協議した結果、今お手元にある資料は、区の災害対策本部の中で決定した文書ということになっております。

中を確認させていただきます。

まず、1番としまして基本的考え方。少々長いものですから、2段落目をご覧くださいと思います。

「本区の給食においては制限品目を使用していないことから、本来であれば、区が改めて食品の放射性物質に関する検査を行う状況ではないと考える。しかしながら、国における新たな基準値の設定を踏まえ、区民、とりわけ子どもを持つ保護者の不安を解消し、安心を確保するため、区立小中学校、保育園、福祉園において、子どもに提供する給食について、区として合理的な範囲において放射性物質への対策を実施する」というところを基本的な考え方としております。

その下、2番、当面の対応といたしまして、まず、(1) 主要生鮮食品の産地公表。これは区立小中学校におきましては、昨年の2学期から既に実施しているものですが、これは引き続き行うということです。

(2) 食材のサンプル検査の実施のところですが、まず、①で、調理前に検査ができないかというところは、住民の方からも議会からもご意見があったところ

です。ただ、区の実態といたしまして、現在、区の給食では、給食当日の朝、様々な業者から食材が納品されるという状況から、お子さまが口にする前に検査すると時間的制約等で非常に困難であるというところから、今回、検討課題ということにさせていただいております。

裏面にいきまして、②。したがって、これまでと同様に、民間検査機関への委託によるサンプル検査を1月早々に実施する。また、継続的な検査の実施に向け、暫定規制値に代わる基準案の施行状況にも配慮しつつ、適切な検査回数・周期について、引き続き検討を進める。

③検査品目は、学校では全校統一的に調達しており、幼児・児童・生徒の摂取量が多い米と牛乳を新たに加え、献立上の出現頻度の高い食材や検査要望の多い食材などを中心に行う。

④また、幼児・児童・生徒の内部被ばくを確認するため、給食一食分の全量検査を新たに実施する。

⑤検査結果については、区のホームページ等で公表する。

⑥検査の結果、基準案を超える数値が検出された場合は、当該食材と同品目・同産地の食材の使用を直ちに中止し、国、都及び庁内関連部署と連携し、適切な対応を行うこととする。また給食1食分全量検査の場合は、原因食材特定のため再検査を行う。

最後に(3)でございますが、被ばくを理由に、給食に替えて弁当持参の申し出への対応です。

学校給食については、学校給食実施基準(平成21年文部科学省告示第61号)において「学校給食は、当該学校に在籍するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする(第1条)」とされております。

保護者の申し出に対しては、給食の食育上の意義や教育上の効果、また給食食材の安全性、放射性物質検査の結果などについて十分に説明し、具体的に相談に応じた上で、個別に対応を図ることとする。保育園や福祉園の給食においても、学校給食に準じて、個別に相談に応じ対応を図るものとするというところを、先ほど申しあげましたように区の災害対策本部というところで決定させていただきまして、27日当日に区のホームページでこれを公表しまして、速報という形で全議員にも流してあるところでございます。

また、昨日の定例校長会でも、この文書を出しまして周知を図ったところでございます。

なお、この②のところ「1月早々に実施」というふうに書いてございますが、昨日と今日の2日に分けて食材を採取しまして、今、検査機関に持っていくという段取りになっております。

私の方からは、以上です。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

本山委員 この検査は事後ですよ。区議会や何かでも審議されたと思うのですが、③番の米と牛乳の事前検査は、まだ難しいでしょうか。

学務課長 米と牛乳の場合は統一的に使っているものですから、その時点で例えば事後に検査、今回は事後の形になりますけれども、そこで発覚して止めれば、同じものを採用していますので、それ以降は防げるということになりますので、事実上は事前検査に近い形になります。

教育長 昨日、今日と行っている、この1月の検査は何校でどのような状況ですか。

学務課長 先ほど申しあげた番号で言いますと、1食丸ごと検査に相当するものが、昨日ございまして、小学校2校で紅梅小学校と志村小学校、中学校が1校で板橋一中、この3校から給食1食分、具体的には検体は2キロ必要ですので、各校から5食分の給食を採取しまして、1つにまとめ、2キロにして検体として持ち込むという手はずをとっております。

本日は、今、回収しているところですが、中学校1校で、上板橋第一中学校で米、小学校4校で、板橋二小学校で牛乳、志村第五小学校で白身魚、高島第一小学校でとり肉、高島第三小学校でキャベツという食材を採取する予定です。

谷田委員 当面の対策としては、これでいいのではないかと思うのですが、お弁当の件というのは、結構出てきているのですよね。

学務課長 お弁当の件に関しましては、少数ではありますが学校の方で何件か色々対応いただいている。私の手元の集計は古いのですが、9月の時点では、小中合わせて

12名の方がお弁当を持参しているという状況です。

また、牛乳だけは飲まないという方が、小中合わせて、この9月の時点では60名になっております。

谷田委員 そのあたりは、今のところ、特に、各校の対応で何か問題になっているということはないと聞いていいのですか。

学務課長 そうですね。各学校には、先ほど、この方針の中にもありましたように、これはもともと学校にもお願いしておりますが、基本的に給食の、単に食事の摂取だけではなくて、食事の効果であったり、集団で食べるということでマナーの部分であったり、色んなところで重要性もあり、さらに、安全性の部分でも検査をしているし、制限品目は使っていませんという説明をして、理解をいただきながら、どうしてもという場合には親御さんの判断を尊重するというような形でお願しておりますので、今のところ、大きな問題になったようには聞いていない状況です。

委員長 牛乳だけ飲まない子供が60名もいたということで、こういったお子さんは家庭でも飲まないのですか。それとも、特定の地域の牛乳なら飲むということなのか。それは家庭のことなので、多分、分からないと思うのですけれども、そういった面で栄養が偏るとか、そういうのがあるとまずいなというのは若干気にします。

学務課長 学校給食の場合は、今はなかなか家庭の食事の栄養バランスもよくない状況がありますので、1日1回は、きちんと管理された、栄養バランスのとれたものを食事するというので、その中で牛乳というのは非常にウエートの大きい食材ですので、それをずっと継続して飲まないというのは、その辺では問題があるかと思いますが、お弁当の親御さんの中には、完全に東日本の食材は一切家庭でも採らないというような考え方もいらっしゃるようですので、もしかしたら牛乳も産地を選んだり、特定のメーカーだけを摂取するような形で、家庭でもされている可能性はあるかと思います。

本山委員 牛乳などは事前検査をしたものが手に入るようになっているのです。多分、そういうものをご家庭では選んでいるのかなと。

委員長 ただ、給食の牛乳もメーカーでは検査しているのですよね。

学務課長 ただ、牛乳は、もともと国の指導でクーラーステーションという産地の段階で、完全に検査しています。

その後、メーカーでも自主的に検査しているのですが、メーカーが公表していませんので、その辺で若干の不信感はあるのかもしれない。

本山委員　メーカーの公表というのは難しいのでしょうか。公表させるというのは、こちらとしては要求できるのではないのでしょうか。

委員長　23区の区長会で要求しているのです。

学務課長　23区の区長会で要請していますし、私どもの方でも、今、板橋区がやっているのは明治ですが、直接、公表してくれという依頼はしているところです。

本山委員　でも、実施が余りにも遅いですよね。親御さんが気をもむのは、すごく分かる気がするのですけれども。北海道から取り寄せてしまうとか。北海道だからって安心とも言えないかもしれないですけれども、1日も早く。

委員長　ほかの牛乳メーカーさんは、市販しているのは公表しているのですか。余り気にしていなかったのですけれども。

学務課長　基本的には、牛乳メーカーは、ほぼ公表はしていないと。

本山委員　学校給食に入れている牛乳の公表は、早急にしてほしいですね。

学務課長　今、委員長がおっしゃったように、区長会としても申し入れをしていますし、現場レベルでも申し入れはしているところではありますというところですが。

委員長　そうですね。それはそれで進めていただくよりしようがないと思います。

庶務課長　放射線絡みで、追加で1点。

食材の測定は、今、学務課長が言ったとおりですけれども、放射線量の空間の線量の測定は毎学期1回やるという方針でやるということになっておりますので、また、3学期も1月の後半から2月の頭にかけて、すべての学校・幼稚園で実施をする予定です。

傾向として、6月、7月に1回やって、その後、10月、11月ごろに2回ぐらいいやりましたけれども、線量そのものは減少傾向にありますので特に異常に高いというような形では出ておりません。

ただ、場所によって、学校の求めに応じて、この辺に落ち葉がたまっていたり、雨垂れの水が流れ込んでいくようなところで不安なところが指摘されたり、指定されれば、学校にお邪魔したときに合わせて伺っていくこともやっていく予定です。

委員長　ということで、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 人事情報（平成23年12月）

(資料指一1) (指導室)

委員長 では、報告2「人事情報」について、指導室長から報告願います。

指導室長 報告させていただきます。指一1の資料をご覧ください。

人事情報でございますが、正規職員につきましては、12月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めまして総勢1,875人であり、11月から変化はございません。

括弧の休職者は、全体として98名で、5名増えております。内訳としましては、育児休業に入った者が小学校5名ということでございます。

なお、今回の統計には反映されておられませんけれども、平成24年1月1日付で、高島第一中学校の百武正信校長が病気休職に入りました。その関係で、同日、1月1日付で、岡村克也前高島第三中学校の副校長が、昇任という形で高島第一中学校の校長に着任いたしました。

そして、同じく同日付で高島第三中学校の副校長に、杉並区立松溪中学校の主幹、鳥居克己教諭が昇任という形で着任いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、裏面の非常勤職員につきましては、学習指導講師等変化はございません。以上です。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

指導室長 なお、百武校長につきましては、かなり快方に向かっておりまして、早ければ1月中には退院ということで、皆様によろしくということでした。

委員長 退院された後は。

指導室長 自宅で少し体力を高めていくという形になると思います。

委員長 分かりました。高一中としては、校長先生がきちんと決まったということで、よろしいかと思えます。

○報告事項

3. 平成23年度フィードバック学習検証調査結果から

(資料指一2) (指導室)

委員長 では、報告3「平成23年度フィードバック学習検証調査結果から」について、指導室長から報告してください。

指導室長 資料の指一2でございます。10月に行いました検証調査の結果ということでございますが、検証調査については昨年度から始めまして、今年度も10月17日から21日の間に各学校で調整して、実施していただきました。

対象は、小学校5年生、6年生、中学校1年生、2年生でございます。

内容につきましては、4月末に行いました、ふりかえり調査の中から正答率の低い問題、あるいは、どうしてもこれだけは、その基礎・基本の中でも習得してほしい内容を中心に、小学校・中学校別に問題をつくり直しまして、小学校は45分、中学校は50分の中で実施したところでございます。

なお、今年度につきましては、学年が増えたことで、教育委員会事務局、各課総がかりで採点から資料作成まで行ったということでございます。そして、結果が出ましたので、1月末以降、指導主事が各学校に説明に参りたいと思っております。

なお、この検証調査の結果についての捉え方としましては、基礎・基本の問題ということで、上位の子の伸びよりは、むしろ下位層の伸びが反映されているというような捉え方でおります。

すなわち、フィードバック学習方式が狙っている基礎学力の定着・向上という点での、下位層のレベルアップといったところを狙っておるところでございます。

早速でございますけれども、今年度、指導室の方としては、グランドデザインの中に、各学校70%以上の正答率を、小中8割を狙ってということ掲げさせていただきました。そこも含めまして、昨年度と異なるのは検証調査70%以上の学校というところを明記させていただきました。

まず、小学校5年生につきましては、伸び率10%アップ以上の学校が9校ということですが、昨年度は14%が最高だったのですが今年度は20%を超える学校も出てきているというところもでございます。

また、検証調査につきましては、4月は70%以上の学校が5校だったわけですが、今回は22校に増えてきているという結果が出ております。

6年生につきましては初めてということでございましたけれども、同じく10%以上アップの学校が17校、20%以上という学校も出てきてございます。

裏面でございます。

それから、同様に、検証調査の70%以上の学校が、4月の2校から17校に増えてきているという結果が出ております。

中学校につきましては、第1学年、小学校を卒業してすぐということですので内容的には6年生までの国語、算数の内容ということでございますけれども、これを見ていただくと、4月の正答率は決していい状況ではございません。それに対して、10月については60.5ということで、二桁の平均伸び率が見られているというところでございます。

これは、中学校につきましても、昨年度は11%が最大の伸び率でしたが、今年度は、ご覧いただくように、かなり大きな、10%を超える、あるいは25%を超える伸び率を示している学校が出てきているということでございます。

残念ながら、検証調査70%以上の学校は、4月当初はゼロだったわけですが、2校に増えてきている。

第2学年につきましても、4月と10月の正答率の伸び率については、昨年度を超えて7.3%ということで、伸び率10%アップ以上の学校が5校、さらに検証調査70%以上の学校が、ゼロ校から4校ということでございます。

なお、昨年度は伸び率の高い学校の取り組みを一覧的にまとめてお示ししましたが、今回、学校側が具体的に取るようにということで、伸び率の高い各学校の取り組みをまとめて示させていただいております。

まず、最初にA小学校。この小学校の取り組みが、大体、全般的に伸び率の高い学校の取り組みを網羅しているかなというふうに思っております。特にこの学校は、教職員の意識を高めているということにポイントがあるのかなと思っております。

例えば、(1)の検証調査時に全体の正答率10%以上上昇ということを教職員が共通理解した上で取り組みに当たっている。つまり、数値目標を共有化しているというところでございます。

内容については、担任等によって誤答問題(8割に達していない問題)を分析してきている。それから、保護者会において協力を要請している。夏季休業中に宿題あるいは補習といったことで個別の指導を行っている。

それから、今年非常に増えてきているのが、つまずきの大きい問題を授業で取り上げて復習をしている。それから、つまずきの大きい、高い児童には個別指導を実施している。

こういったことが全般的な成果を上げている学校の取り組みということでございます。

B小学校においては、校長先生の経営方針に「フィードバック学習」ということを明確に表して取り組んでいただいたり、基礎学力検定といったものに取り組んで、徹底した基礎・基本ということで80点以上取れるまでは何回でも挑戦させるということを進めていただいているというところでございます。

C小学校については、実は、今年1年間の研究指定を受けてフィードバック学習の研究に取り組んでいただいている三園小学校ですが、実は2月10日に研究発表をするという、これも1年の研究発表では、唯一ここだけが取り組んでいただいているのですが、ここは教育課程の中にきちんとフィードバック学習を位置づけております。

名称も「フィードバック30」とか、「縦型フィードバック」とか、「高学年フィードバック学習」といったような、本当に学校独自の取り組みの中に区の重要施策のフィードバックに取り組んでいただいているというところでございます。

D小学校は、答え合わせや説明を学校で行っているということ。

それから、E小学校については、ここも家庭学習の徹底だとか、ふりかえり調査の活用ということで、大変いいと思ったのは、6月に出了たふりかえり調査の結果を見せて、各自に課題をきちんと持たせたというところが成果を上げている1つの取り組みなのかなというふうに思っております。

そして、F小学校等も、1学期に早速ふりかえり調査の復習を授業の中で行ったというところで、子供まかせにしない部分、学校として取り組んでいるというところ。それから、2年連続で数値が低かった分数についての内容を重点課題として取り上げたというような、学校の中での分析がなされている。

それから、それ以降は中学校でございますけれども、このG地域は徹底してフィードバックをしていただいて、小学校の内容をかなり詰めて算数や漢字等を行っていただいていると同時に、Aと同様に、夏休み明けに基礎学力テストを行って、それに8割到達しない生徒に対しては、放課後補習をしたり個別指導に当たっているといったようなことを行っています。

H中学校は、朝の読書時間を、ある時期フィードバックの学習の時間に活用してきたというようなところ。それから、この学校も学習結果を確認するためのテストを学校独自でつくって行っている。

I中学校については、特につまずきの多い生徒に対しては三者面談で、強力に夏休みの補習への参加を保護者と本人に呼びかけて、毎回30名程度の参加を得ていた。

最後のJ中学校については、徹底してフィードバック教材をすべて印刷して2年生全員に配って、課題として提出させた。教員がきちんとチェックをしたといったところ。それから、朝学習のまとめテストやモジュールテストといったものを、漢字、計算、英単語、年号といった習熟させたいものに絞って行って、ここは、90点以上取った子を逆に表彰したり、学校だよりに載せたりということでモチベーションを高めているということをとっています。

こういった形で、各校で進めていただいているのですけれども、若干温度差もあるようだということで、昨日の校長会では、成果を上げている学校の共通点は、教職員の思いが同じ方向にベクトルが向いている、熱い思いの中で各学校が独自の取り組みを行ってきたというところで、是非、区を上げてのフィードバック学習方式について、今年度の結果をもとに、来年度は数値目標を立てたり、取り組み体制を考えてほしいということをおの方からお伝えいたしました。

フィードバックについては、以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

本山委員 お疲れさまでございました。採点も含めてということで大変だったと思います。でも、これは本当に大切な取り組みだと思います。

特に、つまずきの多い子供への取り組みが各校で進んでいるようで、いいですよ。将来、この子供たちはこの取り組みをどれだけ感謝することかと思います。

小学校、中学校の基礎学力をしっかりと身につけさせて義務教育を終えさせてあげたら、人生が変わってくるのではないかと思います。

お疲れさまです。今後ともよろしく願います。

今井委員 中で採点するとしたら、入れ方とか工夫があるかもしれないので。

それと、この3番の伸び率の高い学校の取り組みという、こんな感じですよ。この詳細なヒアリング調査を、また学校にフィードバックさせるという、このプロセスでフィードバック学習のデザインが完成するという非常に重要な、詳細な調査をしていただけていて、じっくり後で読ませていただきたいと思います。

特に、中学校でのつまずきは実は小学校の何年生だよねみたいなどころに、もともと先生たちは気づいていたけれども、手立てが、そう容易には手が入らなかったというところで、そこでこの教材を使ってもらえるというのは、一番狙の中核の1つにあったことができたかなという気がしました。

谷田委員 今のお話の中で、意識づけがとても大事だという話ですけれども、意識づけはなかなか難しいと思うのですが、うまくいった学校は具体的にどういうことをして意識づけを図っているというイメージですか。

指導室長 それは教員に対してですか。

谷田委員 そうです。

指導室長 1つは、校長先生の学校経営方針あるいは学校経営計画の中で、学力向上のためにフィードバック学習をどう位置づけているのか。それが4月当初にきっちりとしているかどうかということも、1つ非常に大きいかなと思っております。

先ほど申しあげましたように、きちんと数値目標まで上げている校長先生もいらっしゃいますし、こういう方向で進めようということで、学校の組織自体をフィードバックに合わせてみたりとかということで、教育活動というよりも学校の経営計画や経営方針みたいなものの中にフィードバック学習をどう位置づけて、それを教職員にどう浸透させているかということの方が大きいという意味では、4月、5月あたりの部分と、それから、ふりかえりが戻ってきたときの分析等を本当に一部の教員でやるのか、全体に広げていくのか。

結果も、同様に、担当した学年だけ、あるいは教科だけの教員で共有するのか。それを教員、保護者、もちろん子供たちまで広げていくのか。そのあたりの浸透度というのも、教員の意識の中に大きく左右するのではないかと考えていますけれども。

谷田委員 校長同士の、そういうことを共有する場があるといいですよ。校長会で一方的に取り組みさせてということだけではなくて、何かそういうのが本当はあるといいと思います。

指導室長 ただ、校長先生は大変謙虚ですので、自分たちがやっていることを胸張ってなかなかお話しすることがないので、こういった形でお示ししてご説明するというような形だと思うのですけれども。

ただ、先ほどお話ししましたように、三園小学校が昨年からは積極的に取り組ん

でいる内容を2月10日に示していただけるので、こういった機会に、三園小学校だけの一方的な方法ではなくて、うちでもこういうことをしているんだという、そういうディスカッション的な協議会にしていくように、校長先生にはお願いしていきます。

谷田委員　そうですね。是非そんなことを考えていただきたいと思います。

もう1つ、この調査結果は当然子供たちの学力という視点でデータが出てくるのですけれども、教員の成長というか、気づきとか、そういったところは、逆に効果として出ているとか、あるのですか。

指導室長　これも、幾つかの学校においては、例えば算数であれば、算数の中のどこがつまづいているのかというところで、例えば分数であれば、分数が出てくる学年に戻って、そのところでしっかりと押さえておかないとダメなんだと。

つまり、5年生、6年生だけではなくて、その前の段階でダメなんだというところに気づいて、そこからのカリキュラムを含めての指導といったところに、まさにフィードバックしている学校も見られます。

先ほど、今井委員がおっしゃっていただいたように、中学校が「小学校できちんと教えてきてくれよ」ではなくて、中学校でもやらなくてはいけないというところにスタンスをもってきてくれているといったところも大変大きいのかなと思っております。

委員長　とにかく、非常に効果が出始めてきたということで、さらに続けていきたいと思うわけでございます。

実は一昨日、北千住で大学の竣工式がありまして、そこで足立区長がお話しされました、「是非、学力最低から脱却したい。大学が北千住に来たので、何とか脱却したい」と言っておりましたけれども、単純にそういうことではなくて、こういった地道な努力が繋がっていくのではないかなというのを感じました。

同じく大学の話になるのですけれども、私がいるころ、学長は「技術は人なり」というこということをいつもおっしゃっておりましたけれども、今考えてみますと、今は、「校長は人なり」で、校長の人となりによって先生方が上手くまとまっていくかどうかということも結構なポイントになるのではないかというふうに感じております。

今井委員　先ほどの、余計なことですけれども、谷田委員の言ったことにも関わるのですけれども、先生方の学力観というか、学力の捉え方とか、教育は何という、どういのがいいの、悪いのというような、そういった教育にまつわる価値体系からすると、実はこういうのは、そんなに高い重きのものではなくて、むしろ低い。

それだけで、例えば脳科学とかがどんどん発達して色んなことが分かってくると、やっぱり意識意欲だよねというのが動かしがたい事実になるし、その後の子供たちの、将来のことですから確率的な話として、どんな人生になっていくのか

というのは、本当に谷田委員が言った、「意識付けを図っていく」という、その両面で大事だというのがある中で、先生方が、気づきということであれば、学校も大事なんだねというので、それが徐々にというか、急速に、真剣に取り上げようと思ってくださる先生が増えてきているのだなという気がします。

ただ、まだまだ余計なことみたいなご不満の声は入るのですが、でも、指導室を中心とした地道な努力が大変大事だろうという気がしています。

指導室長　もう1つよろしいですか。板橋区としては、保幼小中連携といったことも施策の1つとして加えさせていただいているのですが、小中連携という中で、こういったフィードバックが1つの核として、子供たちの学力といったものを小学校と中学校の先生が共有し合う。

今までは、どちらかという、小学校の先生は「出したから、後は知らないよ」、中学校は「何でやってこないんだ」という、どちらかという、ベクトルが相対していたのですが、それを双方向につなげる1つの教材としても活用していくような取り組みを、これからまた進めていきたいというふうに思っています。

教育長　始めて3年になりますか。まだまだ、3年でぐっと成績が上がるということはないと思うのですが、着実に、ボクシングで言えばボディブローがどんどん入って行って効いてくるという、そういう状況は徐々に出てきているのかなと思うのです。

本当に地道な取り組みですけれども、きちんと継続して、板橋ではこれをやっていますということをしっかり、親にももっともっと伝えていく必要があるのかなというふうに思っています。

これは、区の独自の取り組みというので、区長にもすごく注目をさせていただいてまして、来年度予算は物すごく厳しく切られたのですが、1月30日にプレス発表がありますけれども、サマーカウンセルで区長はこれを非常に評価してくださって、来年度は、小学校4年生、5年、6年、中学校1年、2年というふうに5年間でやる。大体これで、もうこれ以上増やす必要はないのかなというところまで予算がつく予定になっています。

ですので、本当に、もっともっとしっかり基礎・基本をきちんとやることで、今回、実は東京都の去年の学力調査の正答率分布をグラフで教育委員会ごとに出すというのが、昨日、東京都教育委員会で発表になったのですが、そのグラフを見ると、まだまだ大体標準ですけれども、山が平均あたりか、ちょっと平均より下位の方になるというのが板橋の状況ですけれども、でも、前から比べると、下に厚かったのが下の方が少なくなっているという印象を私は思ったのです。そのときの問題によっても違うでしょうけれども。そういうところに、徐々に明らかになってくるといいなというふうに思います。

委員長　来年からは4年生も増えるということで、議会の方では、事務局は予算獲得の努力が足りないという話も出ておりましたけれども、増やさせていただいて大変結

構ではないかと思えます。

教 育 長 　　今回は、教育委員会の事務局職員が皆総出で採点と入力をしましたので、本当に全部で支えていきながらですが、その辺は、できればきちんと委託したいとは思っています。

委 員 長 　　そうですね。

指 導 室 長 　　実は、今、教育長からお話がありましたが、東京都の読み解く力のテストの結果が昨日出てきました。

　　昨年度の3月に、私が皆さんにお示したのですが、非常に危機的な状況にあった問題も、今年度版は、逆に、私は今ホッとしているところがございます、後ほどまたお配りしたいと思うのですけれども、本当に、かなり右側に移行してきたというところでは、嬉しい状況だなというところで、また来年に向けて。

　　今お話のように、この読み解く力は、どちらかという活用型の力を見るというところがございますので、基礎・基本の習得と活用というのをつなげていくような努力も、先ほど来、出ているように学力とは何かというところでは考えていかなくはいけないところかなというふうに思っております。

○報告事項

4. 中学生審議会（第3回）教育委員との懇談について

（資料指—3）（指導室）

委 員 長 　　では、報告4に移らせていただきます。中学生審議会について、指導室長から説明願います。

指 導 室 長 　　それでは、中学生審議会でございますけれども、全3回の流れについては前回の教育委員会でご説明したところでございます。

　　その後、第2回を持ちまして、いよいよ最終的に1月23日の月曜日、2時からハイライフで第3回目の中学生審議会を開くことになっております。教育委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご協力をお願いしたいと思っております。

　　なお、当日の流れにつきましては、お手元のように、ごあいさつをいただいて、いつものように懇談に入っていくわけでございますが、今回は、スローガン等を確認した後、教育委員の皆様とともにグループで話し合ってくださいと思っておりますが、2つポイントがございます、1点は、いわゆる通年で日常的にどういうことを、いじめということに対して取り組むことができるのだろうかというところ。

　　中学校という学校の枠内だけでなく、小学生に対しても、中学生という立場から、どういったことを行うことができるかといったことを、本当に短い時間、30分というところでございますけれどもお話し合いを持っていただく。

　　それから、次に2枚目、これが今年度、いじめ撲滅月間というのを中学校ごと

につくってもらって、それに対して、どういった狙のもとに取り組みをしているのかといったことを行ってきているわけですけれども、これについて、では、来年度どういったことができるだろうかといったことの話し合いをしていきたいと思っております。

それで、お願い事でございますけれども、いじめというと、どうしてもいじめられる側と、いじめられる側ということが強く認識されるのですが、周りにいる人たちといったところに少し焦点を当てていただいたお話をしていただけると、子供たちもより一層いじめというものの構造が理解できてくるのかなというところでございます。

喫緊の問題であり、なかなかゼロにするというのは難しいところでございますけれども、子供たちとともに話し合いをいただいて、実のある会にすることができればというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

ということで、1月23日の中学生審議会は、よろしくお願いいたします。

指導室長 次第にないのですけれども、もう1点、報告をよろしいでしょうか。別件でございませう。

皆様方の机上に、これは悲しいお話ですけれども、昨日、プレス発表がありました。男子中学生10人を逮捕という、朝日新聞、読売新聞で報道されました。

昨日ですが、実は1月11日に、既に日本テレビの午後のニュース番組で取り上げられていることでもございますけれども、高齢者の経営の店を狙っての窃盗ということで、区内の中学生10人が逮捕ということでもございます。

手口が非常に悪質というか、しかも、高齢者を狙っているというところで、本人たちは、「お年寄りなら追われても逃げ切れると思った」、「遊ぶ金欲しさに、ゲーム感覚でやった」ということでもございますけれども、こういったことが起こってきたというところで、本人たちは今、逮捕された後、練馬鑑別所に送致されて、既に保護観察や試験観察を受けている者もおりますし、現在、取り調べの者もおります。

それから、審判を待っているという子供たちもいるわけですけれども、区内の複数の中学校の子供たちということでもありますので、昨日にもあった校長会においても、こういったことを事実としてきちんと子供たちに伝えるとともに、自分たちがどういう行動をとるべきなのかといったことを十分に話し合う1つのきっかけにしてもらいたいということで話をさせていただきました。

大変ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

以上です。

委員長 この件に関しまして、質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

今回の件は非常に残念なことでありますが、結局、常習犯ということで、警察がずっと調査を続けていた案件で、たまたま今回の件で逮捕されたということだから、過去のあれがたくさんあるでしょうね。

例えば、こういったグループというのは、小学校が一緒とか、そういうことではなくてですか。

指導室長 実は、学校側が、まだそこまで調べられる状況ではないのですけれども。可能性はゼロではないのではないかと推測していますけれども。

委員長 とにかく、こういうのは、そういった方向にいかないように努力していきたいと思います。

○報告事項

5. 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申（中間のまとめ）の報告について

（資料新—1）（新しい学校づくり担当課）

委員長 では、報告5「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申（中間のまとめ）の報告について」、新しい学校づくり担当課長から説明願います。

新しい学校づくり担当課 それでは、学校適正規模及び適正配置審議会答申（中間のまとめ）につきまして、ご説明させていただきます。

まず、教育委員会の方で、平成22年1月13日に学校適正規模及び適正配置審議会に対しまして、区立学校の適正規模及び適正配置における基本的な考え方及び具体的な方策について諮問いたしました。

これまでの間、12回の審議会と13回の小委員会を開催いたしまして、年末の12月28日に答申（中間のまとめ）の提出を受けたところでございます。

今後につきましては、パブリックコメントの準備をしております。

意見募集期間は、明日1月14日から1月30日までの予定となっております。これら意見募集等を受けた後、再度、審議会を開催いたしまして、今年度中に答申を策定するという予定になっております。

本日の資料には中間のまとめの本編もご用意しておりますので、そちらを中心にご説明させていただきます。

まず、1、2ページ目のところですが、こちらは「はじめに」と題しまして、主に審議会の基本的な考え方について述べております。

その要旨につきましては、1ページ目の四角内の3点に集約されております。

その1点目ですが、教育環境というのは様々な条件によって総合的に整えられますが、規模及び配置の適正化はその中でも大事な要件であるということ。

2点目は、各学校はそれぞれ規模に応じた教育の充実に取り組んでおり、審議会の導き出した望ましい規模に当てはまらないことが、直ちに教育環境として望ましい状況にないとは断定できないということ。

3点目は、適正化に当たっては十分な合意形成を図るとともに、教育委員会による適切な情報提供や広報活動が必要であることとしております。

進めまして、2番では、前回の平成13年答申について触れております。

4ページ目ですけれども、本答申の視点ということでございまして、この本答申の視点につきましては、学習指導要領が重視しております「生きる力」を育成するための教育環境の整備ということとしております。

続きまして、5ページ目からですが、先ほども少々触れました学校規模から考える望ましい教育環境について述べております。

審議会では、小規模校や大規模校が抱える問題点を整理しながら、審議会委員の皆様の経験値等を結集いたしまして、望ましい規模について考察しました。審議会を考える教育上望ましい規模を導き出しました。これは、小学校では12学級から18学級、1学級当たり20人から30人。中学校では12学級から15学級、1学級当たり30人から35人となっております。

これらの特性や良さにつきましては、小学校・中学校別に考察し、6ページのところで示しておりますけれども、総じて、この望ましい規模では、子供たちが多様な人間関係の中で社会性や個性を伸長し、豊かな人間性の基礎を培い、学力や体力を一層向上させるだけでなく、学校運営、教員の資質向上など、様々な面で良さが発揮されるとしております。

続きまして、7ページ目、8ページ目のところでは、適正配置を検討する上での考慮すべき事項につきまして示しております。

審議会では、様々な観点から、審議の中で具体、特徴的な地域を抽出いたしまして、それらを検証、さらに検討を重ねていただきました。

適正化の検討に際しましては、学校や地域がそれぞれ抱える固有の事情というものがあります。固有の事情や課題に十分に留意しながら、ここで示しております7つの項目を考慮して進めることが重要であるとしております。

この7つの項目につきましては、7ページの四角内にまとめて記載してあり、(1)地域と学校の連携、(2)通学区域、(3)保幼小中連携教育の推進、(4)特別支援教育、(5)学校の大規模化、(6)大規模集合住宅の影響、(7)学校改築となっております。

9ページから12ページにおきましては、適正化に向けた進め方について示しております。この大きな方向性につきましては、9ページの上部の四角内に3点示しております。

この1点目は、保護者や地域での検討を重視すべきであるということ。

2点目は、教育委員会は関係者への広報活動や情報提供を通しての意識の啓発を行うことが必要であるということ。

3点目は、学校、保護者、地域関係者は、学校の規模と配置に関する問題を共有し、合意形成を図りながら進めることが重要であるということでございます。

問題意識という部分につきましては、いわゆる望ましい規模を外れているか否かにかかわらず、日常の中から学校や地域等、保護者等で問題意識を共有することが望ましいとしております。

例えば学校運営連絡協議会などを活用して、すべての学校でそういった部分について考える場面があってもいいのではないかというようなことも審議会の中では出されておりました。

以下、具体的に、教育上望ましい規模を上回る場合、下回る場合について言及しております。

まず、(1)といたしまして、教育上望ましい規模を下回る場合でございます。

前回の平成13年答申では、「早急な対応を要する学校の規模」を6学級以下で児童・生徒数150人以下の学校としておりました。

今回の答申(中間のまとめ)の中では、いわゆる下限というのを設けておりません。この審議会では、冒頭の審議会の基本的な考え方にもありますとおり、小規模校に該当することが、直ちに望ましい状況にはないとは断定しないとしております。

その上で、大きく下回るような場合には、教育委員会、学校、保護者、地域関係者が動き出す必要があるとしております。

教育委員会に対しましては、的確な情報提供、検討の場の設置、また、一定の手順を事前に定めるべきというような提言をしております。

この一定の手順の、審議会と考えられたイメージにつきましては、11ページのところに記載してございます。

小規模校に対する進め方(例)ということを示しておりますけれども、1番は良好な教育環境のための課題共有というところで2点、意見交換の場を設けるといふことであつたり、逆に、教育委員会は情報提供・情報収集に努めてくださいというようなことになっております。

2点目が、良好な教育環境のための計画策定ということで、先ほども述べました、動き出す必要性があるといったところでの具体的なイメージをここで記しております。

まず、(1)としましては、教育委員会は学校適正配置を検討する学校や地域を公表する。

(2)といたしまして、学校適正配置を検討する通学区域または地域に、地域代表の協議会を設置する。この協議会の設置に関しましては、教育委員会の調整と関係者との連携をもとに運営していきますというようなことでございます。

(3)は、この協議会は、教育委員会から適切な情報の提供を受けて、最終的にはその良好な教育環境のための学校適正配置計画を策定するというような流れになっております。

また、10ページ目のところにつきましては、特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方というようなものを記しております。

こちらにつきましては、審議会の検討の経過の中では、具体的な学校であつたりとか地域であつたりとか、そういったものを抽出した中で検討してまいりました。それらの事例検討の中から、2つの特徴的なパターンにつきましてはの考え方を示しております。

特に、この②におきましては、先ほどもお話ししましたが、答申としては下限

を定めていないという中で、複式学級を避けるためにも、教育委員会の適切な関与のもと、早急に対応すべきとしております。

続きまして、11ページの下のところの(2)で、教育上望ましい規模を上回る場合ということを書いております。

大規模校では、教育活動が活発になる。その一方で、学校運営や教育上の問題、施設面での懸念もあると考えられます。抜本的に解消するためには、用地取得による増築、あるいは新校設置についても困難な事情等があっても教育委員会は努力すべきであると述べております。

具体的対応への提言といたしましては、まず、児童・生徒数の推移予測と施設状況の把握を前提とします。次に、通学区域変更や受け入れ可能数の設定により解消を図る。さらに、施設面の対応の検討を進める。

最終的にといいますか、大規模改修や建築等の検討も必要となってくるのではないかなというように形で述べております。

この大規模校に関しましても、12ページのところの特徴的なパターンに対する考え方と進め方(例)というようなものを記しております。

この中間のまとめ本編の具体的な内容については以上ですけれども、13年答申との大きな違いというのは、いわゆる下限を設定していないということになります。

これにつきましては、審議会の議論の中でも、これまで小規模校の下限の数値に近づくことによって、風評被害であったりとか、学校を選択する面で大きな作用を受けているのではないかなというようにご意見等を多数いただきました。

それらが、下限を設定しないことと、さらには具体的な地域や学校がこの答申の中には出てきておりません。そういったものにもつながっているものと思っております。

また、適正化に向けた進め方の方向性につきましては、学校、保護者、地域と十分な協議、合意形成を重視していくというようなことも審議会の大きな意見の現れとなっております。

今後、最終的には3月の答申ということの予定ですが、答申を受けた後には、教育委員会といたしまして一定の手順など方法を示して、具体的に協議が必要な学校、地域を示して動いていくこととなります。当然、協議の前段階におきましても、情報提供や意見交換の機会を設けるなど、そういった動きも今後はしていく必要があると考えております。

説明の方は以上でございます。

それから、今回、この中間のまとめの説明に合わせまして情報提供させていただきますと、昨年12月に大山小学校の保護者会の方に私はお邪魔させていただきました。

現在、中間のまとめが出る段階ということですので、大山小学校では、現在の1年生が少ない上に、現状、来年の入学予定者の数も相当少ない状況となっております。その先には、いわゆる複式学級という現実的なものも見えてきている状況の中で、現在、この審議会の中で、中間のまとめとしてどのような方向性を持

って動いているのかというようなことをまずお知らせさせていただいた上で、まだ答申を受ける前でありますけれども、当然、答申の方向性というのは承知しているつもりですので、その答申の方向性に背かないような形で、保護者の方とか学校側と、大山小学校の今後の方向性について一緒に考えていきたいと思いますというように、情報提供と合わせまして、そういうような行動を現在のところは取らせていただいております。

説明は以上でございます。

委員長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

本山委員 11ページの協議会ですけれども、協議会のメンバーというか、当該学校だけではなくて、近隣の学校も協議会に入りますか。これは、そのように読み解いてよろしいのでしょうか。

新しい学校づくり担当課長 これは、あくまでも例という形になっておりますので、例えば、取り扱う学校であったりとか、地域として少し広い範囲で考えなければいけない事象であったりとか、そういったことによって構成されるメンバーというものも変わってくるのではないかとこのように考えております。

それから、このイメージということで、かなり具体的な形で表示されているのですけれども、審議会といたしましても、余りきちんと言ってしまいますと、例えば、教育委員会を拘束というか、縛ってしまうのではないかと。

ただ、一方で、余りにも何も伝えないままで答申として終わってしまうと、その先の教育委員会の動きというものが不安というか、そういったところもあるということで、審議会の中でも、この表記の仕方というのはかなり悩ましい状況ではありましたけれども、一定のイメージとして今回ここで記しているような状況です。

本山委員 その状況に応じて、協議会は構成されるというふうに。

新しい学校づくり担当課長 そうですね。仮に学校の統廃合とか、そういったようなことになってまいりますと、当然、当該の学校以外の周囲の学校も大きな影響を受けますので、当然加わるべきというようなことで認識しております。

谷田委員 質問ですけれども、今回、具体的に1学級当たりの生徒・児童数を出したりとか、あとは小学校と中学校で考え方をえていますよね。学級数、1学級当たりの生徒・児童数。このあたりは、こういうふうになってきた経緯とか何かあるのですか。

新しい学校づくり担当課長 小学校と中学校で。

谷田委員　　まずは、生徒・児童数が1学級当たり何人という形のことは、前はなかったの
で、そういったものを出すようになってきたということと、それから小学校と中
学校を変えていますよね。生徒・児童数も違うし学級数も違いますよね。この辺
は、どういう経緯でこういうふうな違いが出てきているのかなという。

新しい学校づくり担当課　　基本的に、望ましい規模を示すかどうかということで、そもそもは教育活動も
含めて、メリットとかデメリットとか、そういう扱いで言われるのが規模の部分
では一般的ですけども、審議会の中では板橋区として目指すべき、メリット論
を中心に考えていきたいと思いますというのがまず前提としてありました。

特に、小委員会では、審議会の中で示してある小学校であれば20人から30
人、中学校であれば30人から35人という中が、人間関係の形成であったりとか、
学習面であったりというようなところでの良さが表れるのではないかという
ような形で、話が出た中で出された数字になっております。

本山委員　　当初、この数字に導き出される文部科学省から出ている文章とかが、何か取り
上げられたじゃないですか。ずっと審議の記録をいただきましたよね。最初のこ
ろの記録に、この人数に至る何かがあったような。

今井委員　　着任前ですね。

本山委員　　現課長の着任前です。記憶がありますが。

教育長　　文部科学省でも、一応指針となるようなものはあるのですけれども、確実に教
育上望ましいのは何人とか、何学級とかというのは出してないと思うのです。

ただ、研究機関とかで、教育実践上で考えていったときに、このくらいが望ま
しいであろうみたいな数値は出ておまして、そういうものも論議の中で参考に
させていただいたと記憶しています。

中学校については、もう少し小学校よりも大きい集団で教えることの意義みた
いなものが出されて、たしか30から35という、少し小学校よりは多い人
数になりました。

はじめ、学級数は小学校と同じだったのではなかったかと思えますけれども、
上限が18というのは余りにも学校規模として大きくなり過ぎるということで、
中学校の委員の先生からも意見が出て、15という数が導き出されたというよう
に記憶しております。

今井委員　　校舎とかグラウンドとか体育館とか。

まず、1年近くにわたってご審議いただきまして、大変な答申をまとめていた
だきました審議会の委員の方々に敬意を表しつつ、最大限尊重して考えていき
たいということを申し上げたいと思います。

教育のことを考えると望ましい規模になるということで、平成13年答申と多

少の違いはあるとして引き継がれつつ、当時の状況と随分違ってきている部分に、我々教育委員会が考えていくときに比較的やりやすくなるようなご配慮をいただけたのかなという気がしていて、13年答申は下限を設けて、そこを下回ったら教育委員会がアクションを起こして、まず通学区の線引きを変えて解消できるかを検討し、それがダメだったら統廃合に向けたアクションを起こしなさいという答申だったわけですが、今回は、直ちに動くのではなく、教育委員会は、まず情報提供とか、そういうのを精力的にやりなさいと。

だけど、安心はしていないで、大幅に下回ったら適切にかつ早急に対応しなければいけませんという柱で、そういう意味で平成13年度答申と随分変わっているかと思います。

10ページ。「早急な」という部分、実は物すごく重い宿題をいただいているということ。10ページの②の第2段落、3行目で、複式学級出現までの猶予時間は短いことが想定されることから、適切な関与ということで、12月に答申でうたわれている情報提供活動というのを始めるということですが、このとおりでいくと、本当にもう今年度内に何らかの手立てをとということになるのでしょうか。この10ページの下。

例えば、学校そのものをというのはもちろん時間がかかることでしょうけれども、これを根拠に、今度の1年生にできればほかの学校に行っていただくようお願いを何らかの形でしていくような方策とか、済みません、思いつきですが。

何か、そんなような何らかのアクションを審議会として求めてきているのか、この「早急に」というのはもうちょっと長いタイムスパンで考えていくのか、そのあたりの感触はどうでしょう。

新しい学校づくり担当課長

一番問題となるのが、ここでも学級として機能しない規模とか、色々な言い回しをしているのです。特に、下限を設けない中で、実際に動き出す規模やタイミング、人数というものについては最終的には明らかにするという状況です。

事実、この②の取り扱いについて、かなりな時間というか、議論した中で、要するに複式学級を避けるためにも早急な対応をすべきだということであると、もうこれは結論が見えているのではないかというような意見も審議会の中では確かにございました。

ただ、教育の面からいきますと、複式学級が教育の環境として必ず望ましい状況にはないということは、審議会の学識委員の方のお話にもありましたし、教育委員会でもそのような形で考えておりますので、それを避けるためにはどういった手立てをしなければいけないのかというようなことは、短い時間の中でやらなければいけないという場面も出てくるとは思います。

保護者や地域と十分な協議をして、しっかりと合意形成をとってほしいということは審議会の方向性としてはございますので、なかなか裏腹で難しいところですが、かなり丁寧に当たっていかなければいけないということと、現実、先ほどお話しした大山小学校という部分では、先がどうなるかは別にしても、少しでも早い時期に情報といったものをお示ししたいということで、1つの動きと

してさせていただいた状況です。

今井委員 その校長先生と話す、色々手立てを考えているのです。どう増やしていくかみたい。具体的に3つも4つもおっしゃっていましたが、一方で、そういう思いが、地域もきっとそんなこともあるみたいなことで、大変な局面に来ているなということで、知恵を出し合っていけたらということです。

本山委員 小学校は12学級から18学級で、児童・生徒数が20人から30人ということ。でも、これを下回っている学校は、実は大山小学校だけではなくて、あると思うのです。

やはり、望ましい規模にしていくというのは、当該学校の校長先生の努力とかに委ねるのではなくて、教育委員会として取り上げて、課題解決に向けて積極的に取り組む必要があるのではないかと思います。

13年のときは、各学校に任せてしまって、それがトラブルというか、禍根を残すような形になったのかなと捉えていまして、今回は、教育委員会が全体で望ましい規模に持っていくということをお示しした方が、地域としても取り組みやすいのではないかと思います。

その学校だけではない、その地域全体がありますよね。先ほどお伺いした、協議会を設置するときに、その学区域だけではなくて、近隣を含んで、その学区域からよそを選択していつている、そういう近隣学区域も含めて、しっかり話し合いをもっていつて、適正規模にもつていく取り組みが必要かと思つているのですけれども。でも、そういうふうにも読み取れるんですよ。

新しい学校づくり担当課 審議会の前提としましては、望ましい規模を下回っている場合でも各学校は教育の充実に向けて十分取り組んでいる状況から、必ずしも望ましくないとは断定できないというような前置きは実際にはしてあります。

ただ、一方で、望ましい教育環境ということで、審議会で今回このような形を定めていますので、当然、規模と配置に関する審議会でございますので、そういった維持とかそういったものに向けて手立ては考えていかなければならないと思います。

ただ、学校数が変わらない中で、将来的には児童・生徒数というのは少しずつ下がっていくような予測もありますので、そういった中では、配置という部分では、学校数も含めて、ある一定の時期では配置の面を考えていかなければいけないというふうには思っています。

教育長 10ページの①のところにあるように、学校が密集して小規模化が進んでいる学校を含む地域の実態としては、色んな努力をしても望ましい規模まで回復できない複数の学校がたくさん集まっている地域ということで、これから本当に一番大きな問題になっていくのかなと思うのです。

この辺について、今回、3月に正式に答申が出たすぐ後に、この11ページで

言っているように、教育委員会が適正配置を検討する学校や地域を公表するところで、協議会をつくって、少し地域と皆さんで連携して協議をしていただくところを教育委員会としてきちんと出すということが第一になってくると思うのです。

そして、一緒に、どういうふうにしていったらいいのかをきちんと協議して、以前は150人、6学級を下回ったときには統廃合を前提に話をしていましたけれども、ということではなくて、統廃合も当然考えられますけれども、どういう方法が一番いいのかということを地域や学校や保護者と一緒に考えていくという、その上で合意形成をしていきながら進めましょうということが中心になってくるかと思います。

新しい学校づくり担当課長

今、教育長のお話にもあったとおり、協議会の設置イコール統廃合というような13年答申の流れがありますけれども、今回は、まさにそういったわけではございませんし、協議会というものにかなり抵抗感があるような場合であれば、例えば、先ほどの規模が少ない、多いにかかわらず、規模というのは教育環境の大きな要素になりますので、そういったものを年に1回でも連絡会なりで取り扱っていただく。

そういった中で、情報の提供であったりとか、実際に協議会などを立ち上げているような取り組みだとか、そういったものを知らせていただきたいということであれば情報提供していただいて、色んなところで、座談会ではないですけども、そういった動きがあるのもいいのではないかと考えております。

本山委員

その座談会を提唱するのは教育委員会ですか。

新しい学校づくり担当課長

今回、問題意識を持ちましょうというような提言も、実際にこの中でされておりましたので、例えば、具体的に学校運営連絡協議会等を使ってということも言われておりますので、そういった中で、入学者数の予測数であったりとか必要な情報提供は教育委員会ですべてさせていただきます、状況があれば、情報提供であったりとか、お話に伺う準備はあるというようなことは周知していくべきだと思います。

今井委員

大規模校も宿題が大きいですよ。大規模に関して、望ましい規模を上回る場合、色々教えてください。

新しい学校づくり担当課長

特に今回、13年度答申にはなかった大規模に関する部分も、量的には少ない部分ですけども、大規模についても言及させていただきます。

地域によっては、相当大規模化が進んで、止まらないような状況の学校もございますし、聞くところによると、大規模なマンションの建設なども予定されておりましたので、その周辺地域では、施設面でも先々どうなるのかという不安もありますので、そういった意味では、少し長い目で、小規模校のみならず大規模についても考えを止めないようにしていかなければいけないと考えております。

本 山 委 員 長 　くどいようですけれども、12ページの真ん中辺にある「必要に応じ、意見交換できる場を設ける」という、その意見交換する場を設ける言い出しっぺは教育委員会ですか。

新しい学校づくり担当課長 　教育委員会だけではなく、例えば学校側であったりとか、保護者やPTAの関係の方であったりとか、そういった方から声を上げていただけると、さらに嬉しいと思います。

　ここで、あえてイメージとして載せてありますのは、先ほども伝えました協議会を設置された段階で、もう姿が見えてしまうのではないかというような意見が審議会の中では再三出されておりました。

　であれば、その前の情報提供であったりとか意見交換といったものについて共有していく場が大事ではないかというような意見の表れがここに記載されているものだと思います。

本 山 委 員 長 　そうすると、大規模校の場合には、そこに関係する誰かが、大規模校に対する進め方に、この答申の例として載っている「意見交換できる場を設置しましょう」と言ったら、誰でも設置できるのですか。

新しい学校づくり担当課長 　情報提供や意見交換の場であれば、申し出があれば対応していきたいと思いません。

　特に、この辺はそのようなイメージでありますので、最終的には答申を受けた後に、具体的なルールとして、この辺をしっかりと固めるつもりはありませんけれども、こういった形で情報提供や話し合いの場がつかれるかという部分については、引き続き考えていきたいと思えますけれども。

　イメージとしては、協議会前というのは、それほど堅いイメージではなく考えていただければと思っています。

委 員 長 　ということでよろしいでしょうか。

教 育 長 　この答申が正規に出された後に、特に小規模な学校に対する進め方のところで、協議会までつくって検討を開始しなければいけない学校・地域はどこなのかという、その検討は教育委員会で行わなければいけない。決定はしなければいけない。

　これに関しては、教育委員会として、協議会の呼びかけをしていくという。今回は、審議会から教育委員会へ、正式に責任が来ますので、その論議は是非、教育委員会の中でお願いしたいと思っています。

委 員 長 　それは大規模校の場合にもあり得ることですよね。

教 育 長 　そうですね。ただ、大規模校の場合は、なかなか物理的な面で難しいところが

ありますので。その点、少し柔らかい意見交換の場というのが大切になっているのだと思います。

委員長 ということ、とりあえず、この案でパブリックコメントを求めるということでよろしいでしょうか。

(はい)

委員長 次に移らせていただきます。

○報告事項

6. 「学校支援地域本部事業」検証報告について

(資料地－1) (学校地域連携担当課)

7. 板橋区学校支援地域本部シンポジウム実施結果について

(資料地－2) (学校地域連携担当課)

委員長 報告6「学校支援地域本部事業検証報告」と、報告7「板橋区学校支援地域本部シンポジウム実施結果について」、合わせて学校地域連携担当課長から報告願います。

学校地域連携担当課長 それでは、最初に学校支援地域本部事業検証報告について説明させていただきます。

今回の報告書でございますけれども、最初のモデル実施校であります成増小学校の実施から丸3年が経過したこと、また、今後、実施校を拡大していくために、モデル実施校5校におけます実施効果、課題等につきまして、所管課としまして検討し、まとめたものでございます。

資料は、A4、1枚の本文の要約版と、綴じてあります本文に当たります「学校支援地域本部事業検証報告書」からになります。

1ページから21ページまであります。

これについての説明は、要約版の「学校支援地域本部事業検証報告」を中心に、本文も合わせながら説明させていただきます。

最初に学校支援地域本部事業の趣旨でございますが、改めまして申しますと、学校支援地域本部事業は文部科学省が提唱する事業でありまして、学校・家庭・地域が一体となって、地域運営で子供を支える体制となることを目的としまして、学校が必要とする活動について、地域のボランティアの方々が参加することによりまして学校を支援する仕組みです。

これによりまして、地域の様々な大人が学校に入ることによって、学校と地域の相互理解が深まりまして、学校が地域に根差し、地域の礎になっていくことが期待されるものでございます。一言で申しますと、地域ぐるみで学校運営を支援する学校応援団というべきものでございます。

学校支援地域本部の仕組みでございますが、恐れ入りますが本文の3ページを

お聞きください。

ここに図等がございますけれども、学校支援地域本部の基本的な仕組みとしましては、学校の求めに応じまして、どのような支援を行うかといった方針などについて企画・立案を行う組織である地域教育協議会、学校とボランティア間の相互調整役となる地域コーディネーター、さらに学校支援活動を実際に行う学校支援ボランティアで構成されます。

この中でも、地域コーディネーターは、学校支援地域本部事業の実質的な運営を担いまして、この事業の成果を左右する、本当に重要な存在でございます。

その具体的な役割につきましては3ページから4ページに記載してございますが、授業支援・学習支援のコーディネート、学校支援ボランティアの募集、広報活動等の多岐にわたるものでございます。

恐れ入ります、また、要約版にお戻りください。

(2)になります。この学校支援地域本部事業の狙と期待される効果でございます。

この学校支援地域本部事業を実施することによりまして、①教員や地域の様々な方々が子供と向き合う時間が増加するなど、学校や地域の教育活動のさらなる充実が図られる。

②授業支援・学習支援が進むことによりまして、教員の教育に専念する時間が増加しまして、学校の教育力の向上が図られる。

③住民の知識・経験や学習成果の活用機会の拡充が図られまして、地域の教育力も向上するということが挙げられます。

まとめますと、子供たちにとって教育環境のさらなる充実、学校・地域の教育力の向上、地域住民の生涯学習体制の充実が効果として挙げられると思います。

板橋区の実施状況でございます。

板橋区におきましては、国の委託を受けまして、平成20年11月から成増小学校が、平成21年9月からは蓮根第二小学校が、モデル事業として実施しまして、今年度からは常盤台小学校、高島第六小学校、板橋第一小学校の5校で、現在、モデル実施をしているところでございます。

本文では、1ページの4、板橋区における取り組み。また、モデル校の実施状況につきましては、本文の2ページの5(1)モデル校の活動状況に記載してございます。

また、本文の11ページ、12ページには、各校の現在の実施校の体制とか主な活動状況を紹介しておりますので、また後ほどご覧いただきたいと思います。

恐れ入りますが、要約版の裏面をご覧ください。

3、事業の効果と課題の検証でございます。

今回の検証方法でございますが、まだ実施校が5校ということでもございますので、実施校への教員、保護者及び地域コーディネーターを対象にしたアンケート結果、それから私どもで実際に学校の視察、校長先生との面談、学校支援地域本部連絡会での意見等を参考にいたしまして、実施校での様々な実態を踏まえて、個々の効果と課題を把握した上で評価いたしました。

評価の視点としまして、1、子供への支援、2、教員への支援、3、学校・家庭・地域の連携、家庭・地域の教育力の向上の3点から評価してみました。

(3) が具体的な取り組みの成果と今後の課題でございます。簡単に説明させていただきます。

評価の視点、1番、子供への支援でございますが、取り組みの成果としては3点。授業支援の効果、学習環境支援の効果、読書活動支援の効果は顕著であるということでございます。

具体的に、授業支援の効果では、ゲストティーチャーの指導、漢字検定の実施、スポーツテストの実施、こういったことによりまして、これは支援が本当に直接的で具体的であると。

これによりまして子供たちの学習意欲が向上し、また、ボランティアが入ることによりまして、子供たちにボランティアに対する感謝の気持ちが育っていくという効果が生まれてございます。

それから、学習環境支援の効果でございますが、これはどういったことかといいますと、学校図書館の整備とか田畑づくり等、こういうことを支援本部でコーディネートして行っております。

これは、子供たちにとって様々な活動を保障する学習環境づくりとしてとても大切な支援となっております。

それから、読書活動支援の効果でございますが、これは読み聞かせのボランティアが入ることによりまして、普段はにぎやかなクラスであっても、子供たちがこの読み聞かせの時間には落ち着いて最後まで聞き入っている。

子供たちの集中力が養われまして、自然に豊かな心につながっているということをお聞きしております。

この課題ですけれども、継続的な支援体制の構築が必要であると考えてございます。これは、子供たちへの人材提供、年度が変わって人が異動するとか卒業する、そういったことの支障なく、継続的な人材提供が課題ではないかということでございます。

2番の評価の視点、教員への支援でございますが、これは成果としまして、地域学習やキャリア教育支援の効果、ゲストティーチャーの活用の効果の2点が挙げられてございます。

地域学習やキャリア教育の支援でございますが、これは、具体的には、例えば中学校のキャリア教育、職場体験の支援では、地域コーディネーターが企業や事業所、商店の確保、関係者との連絡調整や打ち合わせを行っております。

これにより、教員が今までこれに費やしていた膨大な時間をよりよい事業を行うための教員本来の教育研究等に充てることが可能になりまして、教育活動の充実につながっているということでございます。

ゲストティーチャーの活用の効果でございますが、これは子供たちにとってももちろんですが、その分野の専門家の授業は、教員にとっても、教え方、指導のポイントや補助の仕方、声のかけ方とか授業の進め方、いい授業をやるコツ、そういったことを教員自身が学ぶことによって指導力の向上に役立っているという

ことでございます。

これの今後の課題でございますが、これは教員と地域コーディネーターとの定期的な連絡調査時間の確保、それからIT支援の充実ということが挙げられてございます。

コーディネーターは教員との打ち合わせが非常に大切になってきますが、先生方は忙しくて、なかなかコーディネーターと教員が定例的な打ち合わせをする時間がとりにくい。今後は、打ち合わせを組織的・計画的に位置づけて行うということが必要である。例えば、成増小学校等では、職員会議に入って色々連絡調整をやっているということを挙げられてございます。

それから、IT支援の充実でございますが、これは学校からの情報をリアルタイムでウェブ等を通して家庭や地域に伝えていくことが非常に望まれておりますが、教員側の仕事の範囲では限界があるので、そういう要求に応えられない。

今後は、学校支援地域本部がICTサポートをさらに担っていく必要があるのではないかと。また、それには個人情報保護の整備といったことも必要であるということでございます。

3番の学校・家庭・地域の連携、家庭・地域の教育力の向上でございますが、取り組みの成果としましては、「地域の中の学校」として地域全体で子供を育てる大切さが浸透してきた。また、「地域と共に歩む学校」として、地域行事に進んで参加する教員が増加してきた。それによって、学校と地域の信頼関係が深まってきたということでございます。

これは、具体的に申しますと、多くの人が学校に入ることによりまして、教員だけではなく、地域全体と一緒に子供を育てていくことが大切であるという認識が、学校・家庭・地域に浸透してきたということでございます。

また、教員が地域行事に参加する、学校支援地域本部を実施する学校においては教員が自主的に地域行事に参加していると。そういうことで、地域とともに歩む学校という意識が家庭や地域でも浸透してきて、信頼関係が築かれつつあるということでございます。

ここら辺の今後の課題としましては、ボランティアの確保、それからボランティアとの活動の共有化、家庭の意識の改革ということが挙げられてございます。

ボランティアの確保ということにつきましては、今後、この事業を拡大していくためには、大勢の学校支援ボランティアの確保が必要不可欠であるということでございます。それから、ボランティアの活動の共有化ということは、学校間内のボランティアの連携、それからそれぞれの支援本部をやっている学校間相互のボランティアの横のつながり、活用、こういったつながりや広がりをもっとしっかり結びつけていくことが大切ではないかということでございます。

それから、家庭の意識の改革でございますけれども、保護者も、される側がする側へ変革しまして、できることを、できる範囲で参加する意識をつくりあげていくことがもっと必要であるというようなことでございます。

最後になりますけれども、今後の取り組みでございます。

今後は、学校支援地域本部事業をさらに充実・拡大して取り組む課題といたし

まして、(1)としまして、まず、学校の意識改革と校長のリーダーシップの強化ということでございます。

これは、学校側が積極的に地域と連携しまして、その力を借りながら、地域運営で子供を育てていこうとする方針がまず大切、学校長の方針がまず大切ということでございます。

校長がリーダーシップを発揮しまして、学校をもっと開かれたものとしていくとともに、教員の地域との連携協力に対する意識を高めて、地域の力を取り入れていくマネジメント能力を発揮しなくてはダメだということでございます。そのために、教育委員会としては校長研修等をさらに拡充して実施してまいります。

(2)としましては、地域コーディネーターの養成でございます。地域コーディネーターは学校のよき理解者であるとともに、地域に精通していることが認められます。熱意と士気を兼ね備えたコーディネーターの養成を図るために、教育委員会等と連携した研修、それから平成26年度に発足する予定の教員支援センターで恒常的な養成をしていこうということでございます。

最後に、地域へのPRでございますが、これは、この支援本部事業の取り組みや成果をもっと地域の方々に知っていただくために、パンフレットやファイルの作成をさらに充実していく。また、シンポジウム等もさらに開催していくということでございます。

最後になりますけれども、本文の13ページから16ページには各学校支援地域本部で発行しております広報誌の一例を掲載してございます。各校で色んな広報誌を出しておりますが、今回、とりあえず2校分を掲載させていただきました。

それから、17ページからは、今回、5校で行いましたアンケートの内容と分析を資料として載せてございます。

最後の21ページでございますが、学校支援地域本部の歩みを掲載してございます。この辺は、後ほどお目を通していただければ幸いです。

この件についての説明は以上でございます。

引き続きまして、学校支援地域本部シンポジウムの実施結果について報告させていただきます。

板橋区学校支援地域本部シンポジウムを、昨年12月17日、年末の大変お忙しい時期だったのですが、ハイライフプラザにおきまして開催させていただきました。当日は天気にも恵まれてまして115人の方々に参加していただきました。

シンポジウムは、佐藤日大教授により「地域の力を学校に活かす」とのテーマによりまして基調講演、それから5校のコーディネーターにより活動の内容を発表していただきました。

佐藤教授の講演、コーディネーターの事例発表とも、大変分かりやすく、充実したシンポジウムとなりました。

教育委員会からは、別府委員長、本山委員、北川教育長にご出席をしていただきました。本当にありがとうございました。

報告は以上でございます。

委員長 以上、2件に関しまして、質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。

谷田委員 委託事業はこれで終了ということになるのですけれども、大体1校でどれぐらいの予算を見ておく事業ですか。

学校地域連携担当課長 今現在、約70万円前後です。

谷田委員 その3分の1は、これから区の負担になるというふうな。

学校地域連携担当課長 今年から3分の1負担でございます。今年から委託事業でございます。

谷田委員 今年から委託事業。それで、今、その3分の1ぐらいを区で出しているということですね。

学校地域連携担当課長 はい。

谷田委員 最終的には全校ということでやっていくということ。

学校地域連携担当課長 まず、寺子屋とか、おやじの会が、活発な小学校を中心に、将来的には中学校も含めて、全校実施を目指して頑張っていきたいと思っております。

本山委員 シンポジウムに参加させていただきました。
本当に皆さん、生き生きはつらつと発表されていまして、素晴らしいなと思いました。コーディネーターの方も皆さん、パワーポイントを使われた、よくまとめられた発表をされていて、私にはテンポが速かったのですけれども、各校もうちょっと時間を差し上げたら、あんな早口ではなくて進んだかなと思うのですけれども。

学校地域連携担当課長 時間の関係で。

本山委員 時間の関係で、充実し過ぎて、ついていくのが大変だったのですけれども、すごい取り組みがされているんだなということがよく分かりました。

校長先生もその発表に加わられたり、本当に楽しそうに参加されていらっしゃるの分かりました。

これも本当に大事な活動で、今後もっと広まることを期待するのですけれども、コーディネーターの養成が本当にポイントだと思います。教育支援センターで取り組まれていくということなのですけれども。

先ほど、委員長が「校長は人なり」とおっしゃいましたけれども、「我が校で取り組みます」と言う校長先生が大勢出てくださって、それでコーディネーターの養成がしっかりできて、これからも進んでいくことを期待しております。

委員長　　ここの評価の視点が3点挙げられておりますけれども、どちらかというとソフト面での視点かと思ひまして、ハード面での支援もあるのではないかと。いわゆる図書の補修ですとか、あるいは芝生の草抜き、草取り、あるいは植栽の整備等々で学校支援をやっているケースもあるので、この評価の視点の3つのほかに、ハード面での支援というのがあるのではないかと気がいたしました。

それと、例えば1番の子供への支援で、継続的な支援体制の構築というのは、恐らく、今は保護者に頼っている部分が非常に多くて、この辺を、地域の人をどんどん入れていくような形にすれば、継続的に続けていけるのではないかと気がいたしました。

それと、あとはシンポジウムに関しましては、今回のシンポジウムには、少なくとも文教委員の先生が2名以上、私が分かったのは2名だけですが、参加されておまして、議員の方も熱心に参加されるので非常に結構なことではないかと思ひました。

学校地域連携担当課長　　確かに、委員長がおっしゃるとおり、施設面のそういった効果はございます。今回、施設を意識的に除いたわけではございませんが、そこまでは分析しなかったのですが、当然、施設面の効果というのも非常に素晴らしい、特に高六とか蓮二小。芝生のグリーンキーパー、生垣づくり、図書の整備、これはどこでもやっていますので、こういった物理的なハードの面の支援というものは、非常に学校にとって有意義になった活動になっているということは事実でございます。

本山委員　　実施結果報告を見ますと、会場がそんなに広くはなかったので参加者は結構いっぱいになっていたかと思うのですが、各校でこういうことをやっているというのを、まだ参加されてない保護者の方とか地域の方とかに発表をする場というのは、設けられているのでしょうか。

学校地域連携担当課長　　参加の呼びかけということでしょうか。

本山委員　　この間、学校支援地域本部として、こういうことを取り組みましたというとてもいい発表がありましたね。あの発表を聞いている人たちが少ないかなという印象を受けたのです。もったいない。

その地域、地域で、そういう発表をする時間とか機会があったら、もっと保護者の方、地域の方に広く知らせることができるかなと思ったのですが、そういう機会は設けられているのでしょうか。

学校地域連携担当課長　　シンポジウムは去年から2回目でございますが、参加の呼びかけは、定例校長会等で周知して、あとは地域センター等にもチラシ等を配ってお知らせしているのですが、地域への呼びかけが不足しているという気がいたします。

町会長会議とか、生涯学習課ともタイアップしまして、何回もシンポジウムを

やるというのは難しいので、この機会に、もっと地域の方々にも自由に参加していただくように工夫して、次回はやっていきたいと思います。

本山委員 それと加えて、5校が集まる発表ではなくて、その学校の取り組みでいいと思うのです。各校の取り組みを、学校によっては、そういう取り組みをされているのかなと思うのですけれども、せっかくの、あれだけの発表ですので、皆さんに聞いていただく機会を呼びかけたらいいのかなと思いました。

学校地域連携担当課長 1つは、今お手元にもお配りしています、こういった便り、これが直接知ってもらえるには一番いいかなということで、各学校で定例的につくっておきまして、保護者はもちろんですけれども、地域の方々にもこういった支援本部の活動の内容を周知してございます。

今後、そういった支援本部の活動については、あらゆる機会を捉えて、地域の方々にも、できる限り周知して、ご理解と参加をお願いしていきたいと思っています。

委員長 ということで、よろしいでしょうか。
では、次に、委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

委員長 では、以上をもちまして、本日の教育委員会は閉会します。

午前 12時 15分 閉会